

## 令和8(2026)年度推しを活用した魅力発信強化事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する令和8(2026)年度推しを活用した魅力発信強化事業を受注する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

### 1 業務名

令和8(2026)年度推しを活用した魅力発信強化事業

### 2 業務の目的

近年、全世代において「聖地巡礼」への経験・関心が高いことから、若年層を中心とした各層に対して、動画コンテンツを活用した地域資源の高付加価値化や本県の認知度向上、県内周遊者の増加を図ることを本業務の目的とする。

### 3 契約金額

金14,509,110円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

### 4 事業実施期間

契約締結の日から令和9(2027)年3月31日（水）までとする。

### 5 本事業の構成

本事業を遂行し、その効果を検証するための具体的方策を次のとおりとする。

- (1) 推しを活用した動画コンテンツ強化事業
- (2) 推しを活用した参加型愛着醸成事業
- (3) 推しを活用した魅力発信強化事業に係る経済波及効果推計事業

### 6 業務内容

- (1) 推しを活用した動画コンテンツ強化事業

SNSで影響力のある本県出身者等を活用した新たな動画を制作し、甲の公式YouTubeチャンネル「15Tube」で配信することにより、地域資源の聖地化及び本県の認知度向上を推進すること。

ア 動画の企画立案、演出及び取材等

- (ア) 動画の企画立案に当たり、ターゲットオーディエンスは以下の各項を想定すること。
  - a 視聴者の年齢：20～30代を中心とした年齢層
  - b 興味関心：「聖地巡礼」への経験・関心が高い者
  - c 地域：国内
  - d その他、甲乙協議により決定した事項
- (イ) 動画は、出演者が推す本県の観光資源の魅力を、出演者自身のストーリーを交えて伝える内容とし、かつ、扱われたスポットを聖地化する内容とすること。
- (ウ) 動画の企画立案にあたっては、あらかじめ出演者にヒアリングを実施し、出演者の意

向を踏まえて甲乙間で十分調整の上、出演者の個性を反映した固有の内容とすることで、ターゲットオーディエンスの興味関心を引くよう工夫すること。

- (エ) 取材対象には番組の趣旨等について事前の説明を十分に行った上で許可を得るとともに、取材日程等についてはできるだけ余裕をもって事前に取材対象に知らせること。また、インタビュー内容等の取材内容についても、特に演出上の意図がない限り事前に取材対象に知らせること。

#### イ 動画出演者の選定及び出演依頼

- (ア) 6(1)ア(ア)のターゲットオーディエンスを踏まえて選定すること。
- (イ) 出演者の運営するSNSの登録者数が概ね10万人以上であること。
- (ウ) 出演者は個人及びグループを問わず、VTuberやキャラクター等の起用を可能とする。また、委託事業費の範囲内で複数出演者の起用を可能とする。  
ただし、グループに所属する個人を出演者に選定するにあたり、その個人の運営するSNSがない場合は、グループで運営するSNSの登録者数がグループ所属人数に概ね10万人を乗じた数以上であること。
- (エ) 甲乙協議の上で出演者を決定し、乙は出演依頼等を行うこと。

#### ウ 動画制作等

- (ア) 県内各地の観光資源をテーマとした5分程度のYouTube用ロング動画を計10本程度制作し、10箇所以上のスポットを聖地化すること。また、それぞれのロング動画ごとにサムネイル画像及び15秒～60秒程度のSNS用ショート動画を制作すること。
- (イ) 県内各地のスポットをバランスよく取り上げ、特定の市町に偏らないようにすること。
- (ウ) SNSショート動画は9:16（縦長）のアスペクト比とし、スマートフォンの画面に最適化すること。なお、SNSショート動画はロング動画への流入を目的とし、次項で定める出演者が運用するSNSアカウントの媒体に適した内容及び長さで制作すること。
- (エ) 乙は出演者を起用するに当たり、出演者が運用するSNSアカウントにて、サムネイル画像及びSNS用ショート動画等を活用した情報発信を積極的に行い、動画配信に係る広報に協力するよう、出演者に対して交渉すること。
- (オ) 動画完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (カ) 動画の公開時期は6月～10月頃を想定しており、動画により聖地化されたスポットを活用することで「(2) 推しを活用した参加型愛着醸成事業」を実施することを想定している。両事業が円滑に実施できるよう、詳しい公開日時は、甲乙協議の上で決定すること。
- (キ) 目標は、動画1本あたりの視聴回数が200,000回以上とする。
- (ク) 県公式ファンサイト内に、動画及び聖地化されたスポットを紹介したページを掲載すること。なお、掲載に当たっては、ファンサイト運用・保守管理業務の受託者と連携してすること。
- (ケ) 制作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属することとする。また、制作した動画及びサムネイル画像は、

甲の公式SNS等においても公開（二次利用）可能とする。なお、二次利用が難しい場合には、その旨を事前に甲に申し出て、甲と乙が協議の上で取り扱いを決定する。

#### エ プレスリリース配信

動画の公開、スタンプラリーの実施及び経済波及効果推計の公表等、適切な時点において、プレスリリース配信サービスを活用した情報発信を行うことで、主にネットコンテンツにより情報を収集する層への広報を強化すること。

- (ア) 乙は甲のプレスリリース配信サービスアカウントを開設し、代理運用すること。
- (イ) 乙はプレスリリース記事を作成し、リリース配信までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- (ウ) 記事に読み手の興味関心を引く要素（いわゆるメディアフック等）を効果的に取り入れるとともに、図表、画像及び動画等を挿入する等の工夫をすること。
- (エ) 乙はプレスリリース配信後、記事クリッピングを含めた効果測定結果をまとめ、甲に定期的に報告すること。
- (オ) プレスリリースの著作権は、甲に帰属することとし、甲による二次利用を可能とする。

#### オ 定期打ち合わせの実施、議事録の作成、状況報告

- (ア) 事業実施期間中は、概ね2週間に1回程度、甲との定期打ち合わせを実施すること。
- (イ) 打ち合わせの場所は、栃木県庁本館3階広報課内を基本とするが、オンラインも可とする。都度打ち合わせの議事録を作成し、甲と共有を図ること。

#### (2) 推しを活用した参加型愛着醸成事業

聖地化された地域資源とその周辺のスポットを巡るスタンプラリーにより、県内周遊者の増加や地域経済、人的交流の活性化を推進すること。

#### ア スタンプラリーシステムの構築

- (ア) 栃木県公式LINE（アカウント名：栃木県、ID：@pref\_tochigi）を活用したシステムとすること。ただし、Messaging APIを既に導入済みなので、それを利用しない方法でシステムを構築すること。なお、LINEログインの利用は可能。
- (イ) 栃木県公式LINEの友だち登録した者がスタンプラリーに参加できるシステムとすること。
- (ウ) スマートフォン、タブレット等のモバイル端末（以下「スマートフォン等」という。）でスタンプラリーに参加できるシステムとすること。なお、スタンプ獲得に使用するスマートフォン等は参加者個人が所有するものとする。
- (エ) 二次元コード又はスマートフォン等のGPS機能によりスタンプを獲得できるシステムとすること。
- (オ) スタンプスポットは、6(1)により聖地化したスポット及びその周辺のスポットとし、合計25箇所程度登録すること。なお、聖地周辺のスポットは、周遊しやすさ等を考慮して選定し、甲と協議すること。
- (カ) スタンプの獲得数等に応じて、賞品に応募できるシステムとすること。

- (キ) 同一の個人が不正に参加することのないよう、当選者を決める際などに適正な措置を講ずること。
- (ク) システム整備後、運用開始前にシステムの概要や管理運営方法、操作手順等について甲に説明を行うこと。
- (ケ) システムを安定的に運用できるよう、適切に保守管理を行うこと。
- (コ) 多くの方が参加できるよう、スタンプラリーの仕組みを簡素化すること。

#### イ スタンプラリーの管理・運営

- (ア) 事務局として、本スタンプラリーに関する問合せ対応やシステムの運営等に関する一切の管理運営業務を行うこと。
- (イ) 設置場所に本スタンプラリーの趣旨及び実施方法等を説明できる簡易なマニュアルを用意すること。
- (ウ) スタンプラリーの実施期間は、6(1)による初回の動画公開時から令和9(2027)年1月までとする。
- (エ) 目標は、デジタルスタンプラリーの実参加人数が8,000名以上とする。

#### ウ スタンプラリーに関する広報物制作及び発送

- スタンプラリー参加施設に掲出する事業PR用ポスター及びデジタルチラシを作成すること。
- (ア) ポスター(B2版、片面)は100部程度作成すること。
  - (イ) スタンプスポット施設及びその所在市町等へ発送すること。発送時期については、甲乙協議の上、決定する。
  - (ウ) ポスターのデザインと合わせたデジタルチラシ(A4版、両面)を作成し、スタンプラリー開始前までにPDFデータで甲に納品すること。表面はポスターデザインと同様、裏面はスタンプスポット等の紹介を含めたデザインとし、6(1)による動画公開(スタンプスポット追加)時に、随時紹介内容を更新すること。

#### エ スタンプラリー紹介ウェブページの作成

- (ア) 掲載内容：本事業の概要、実施方法、参加施設に関する情報
- (イ) PC、タブレット、スマートフォン等の各種端末に対応すること。
- (ウ) スタンプラリー紹介ページは、閲覧者が必要な情報を簡単に入手できるよう、常に見やすく、分かりやすいレイアウトとし、デザインや掲載情報などの修正に随時対応すること。
- (エ) スタンプラリー紹介ページの作成場所については、甲乙協議の上決定すること。

#### オ プレゼントの手配、購入及びシステムの構築

- スタンプラリー実施に伴う賞品の手配、購入及びシステムの構築を行うこと。
- (ア) 賞品は、参加意欲が高まる県産品やデジタル特典等を甲に提案し、協議の上決定すること。ただし、賞品には、スタンプスポットやその付近で使用できるLINEクーポンを

含めるものとし、LINEクーポンの使用期限は令和9(2027)年3月31日までとする。

- (イ) 決定した賞品について、購入から当選者への発送まで、対象店舗との調整は甲が行うこと。
- (ロ) 賞品の当選本数及び当選者の選定方法(先着順または抽選)は、賞品の特性に応じて、甲乙協議の上決定すること。
- (エ) 必要に応じて、LINEクーポン等デジタル特典の配布に係るシステム及び当選者の決定に係るシステム(抽選システム等)を構築すること。
- (オ) 応募する際は、6(2)カで定めるスタンプラリーの効果測定及び6(3)で定める経済波及効果推計に係るアンケートへの回答を必須とすること。
- (カ) 当選者への賞品発送・配信を行うこと。

#### カ スタンプラリーの効果測定及び報告

- (ア) (2)エの紹介ウェブページ閲覧回数及びスタンプラリー参加人数等について、閲覧者・参加者の属性(年齢、地域、特性等)や流入元、周遊したスポット等に係る情報及び課題をまとめること。なお、スタンプラリー参加人数を増加させられるよう、スタンプラリー実施期間中は1か月ごとにその結果をとりまとめ、周知方法の変更等、改善策を甲に提案すること。
- (イ) スタンプラリー実施結果報告書を提出する際は、スタンプラリーの実施結果(アンケート回答結果を含む)、分析、課題等を広報の実施状況とともに報告すること。

#### (3) 推しを活用した魅力発信強化事業に係る経済波及効果推計事業

令和8(2026)年度推しを活用した魅力発信強化事業について、アンケート結果の分析及び経済波及効果の推計を行うこと。

##### ア アンケートの作成及び集計

- (ア) 乙は6(2)オ(ウ)で実施するアンケート項目を作成すること。
- (イ) 乙はアンケート回答結果を基に、属性・居住地・評価等の各項目について単純集計を行い、図表等を用いて解説すること。

##### イ 経済波及効果の算出

- (ア) 乙は、アンケート回答結果のうち、「経済波及効果算出基礎データ(交通費、宿泊費、飲食代、グッズ代、お土産代等の買い物代、施設入場料、その他)」を用いて、経済波及効果を算出すること。
- (イ) 経済波及効果の算出においては、「令和2(2020)年栃木県産業連関表(令和7(2025)年3月公表)」を使用すること。
- (ロ) 経済波及効果の算出に必要な資料やデータは、甲と乙で協議の上決定し、甲から乙に提供するものとする。ただし一般に公開されているデータはこの限りではない。

##### ウ 報告書の作成

- (ア) ア及びイの調査結果を踏まえ、乙は報告書(A4版)を作成し甲に提出すること。

- (イ) 報告書作成にあたり、適切な時点において打合せを実施すること。
- (ウ) 報告書の著作権は、甲に帰属することとする。

## 7 提出物及び提出期限

- (1) 契約締結時に速やかに提出するもの
  - ア 委託業務の具体的な実施計画を記載した「業務実施計画書」（紙媒体1部及び電子データ）
  - イ 統括責任者通知書（紙媒体1部）
  - ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類（別途指示）
- (2) 動画制作後に速やかに提出するもの（具体的な提出期限は甲と乙で協議の上決定）
  - ア 制作した動画データ（MP4形式）及びサムネイル画像（JPEG形式）
  - イ その他甲が業務確認に必要と認める書類
- (3) 甲の求めに応じて随時提出するもの（具体的な提出期限は甲と乙で協議の上決定）
  - ア プレスリリース配信結果報告書（電子データ）
  - イ スタンプラリー実施結果報告書（電子データ）
  - ウ 経済波及効果推計報告書（電子データ）
  - エ 打合せの議事録
  - オ その他甲が業務確認に必要と認める書類
- (4) 業務完了後に速やかに提出し検査を受けるもの
  - ア 委託業務完了報告書（紙媒体1部）
  - イ 実績報告書（紙媒体1部及び電子データ）
  - ウ その他甲が業務確認に必要と認める書類
- (5) 提出先  
栃木県総合政策部広報課

## 8 委託料の支払い

業務完了後の精算払とする。

## 9 事業の実施に係る留意点

- (1) 本事業の実施にあたっては、関係法令を順守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおりとすること。
  - ア 乙は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - イ 甲により再委託が承諾されたときは、乙は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (3) 各業務に係る取材、撮影、編集、制作、運用、分析、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない

ない。

- (4) 動画については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。特に意図しない第三者の映り込み等がないよう十分に配慮すること。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 甲は、必要に応じ、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙で協議の上で定めることとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (11) 災害や感染症等の発生状況により、本仕様書の内容に変更が必要となった場合は、栃木県の指示を受けて対応すること。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。